

鹿 児 島 県 公 報

令和元年12月6日（金）第62号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 保安林の指定の解除予定 (森づくり推進課取扱い) 1
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止 (高齢者生き生き推進課取扱い) 1
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止 (高齢者生き生き推進課取扱い) 2
- 特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定（3件） (水産振興課取扱い) 2
- 基本測量の実施 (監理課取扱い) 3
- 都市計画下水道事業の事業計画の変更認可 (都市計画課取扱い) 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（2件） (北薩地域振興局取扱い) 4
(大隅地域振興局取扱い) 4

公 告

- 開発行為に関する工事の完了公告 (建築課取扱い) 4

公 安 委 員 会 規 則

- 確認事務の委託法人の登録手続等に関する規則の一部を改正する規則（※） (交通指導課取扱い) 4

告 示

鹿児島県告示第549号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和元年12月6日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 解除予定保安林の所在場所
南さつま市加世田小湊字大湫通8200番（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
潮害の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び南さつま市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第550号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

令和元年12月6日

鹿児島県知事 三反園訓

事業所		指定居宅サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
あけぼの園訪問介護ステーション	志布志市松山町 泰野3721番地	社会福祉法人きりたけ福祉会	志布志市松山町 泰野3721番地	下平 晴行	令和元年 10月31日	訪問介護
博悠会温泉病院	日置市東市来町 湯田4648番地	医療法人博悠会	鹿児島市樋之口 町3番7号	中村哲三郎	令和元年 10月31日	短期入所療養介護
訪問看護ステーション音野舎	南九州市知覧町 郡2069番地2	社会福祉法人滴々会	南九州市知覧町 郡2072番地2	山内 知枝	令和元年 11月30日	訪問看護
訪問介護事業所 いすわん	大島郡瀬戸内町 阿木名203番地5	株式会社せとうち	大島郡瀬戸内町 阿木名203番地5	里山 正樹	令和元年 12月31日	訪問介護

鹿児島県告示第551号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

令和元年12月6日

鹿児島県知事 三反園訓

事業所		指定介護予防サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
博悠会温泉病院	日置市東市来町 湯田4648番地	医療法人博悠会	鹿児島市樋之口 町3番7号	中村哲三郎	令和元年 10月31日	介護予防短期入所療養介護
訪問看護ステーション音野舎	南九州市知覧町 郡2069番地2	社会福祉法人滴々会	南九州市知覧町 郡2072番地2	山内 知枝	令和元年 11月30日	介護予防訪問介護

鹿児島県告示第552号

薩摩川内市鹿島町藺牟田3145番地 有限会社マル昌水産代表取締役小村昌治及び薩摩川内市鹿島町藺牟田126番地 梶原五圀からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

令和元年12月6日

鹿児島県知事 三反園訓

区域及び区分

- 1 区域 薩摩川内市鹿島町区域（薩摩川内市鹿島町藺牟田の地区）
- 2 区分 ぶり雑魚定置漁業

鹿児島県告示第553号

薩摩川内市鹿島町藺牟田300番地 中野淳及び薩摩川内市鹿島町藺牟田175番地 田畑勝敏からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

令和元年12月6日

鹿児島県知事 三反園訓

区域及び区分

- 1 区域 薩摩川内市鹿島町区域（薩摩川内市鹿島町藺牟田の地区）
- 2 区分 ます網漁業

鹿児島県告示第554号

薩摩川内市上甕町小島205番地 宮脇三二及び薩摩川内市上甕町瀬上714番地 浜田史朗からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

令和元年12月6日

鹿児島県知事 三反園訓

区域及び区分

- 1 区域 薩摩川内市上甕町浦内区域（薩摩川内市上甕町小島，上甕町桑之浦及び上甕町瀬上の地区）
- 2 区分 総トン数10トン未満の漁船により主としてきびなごさし網漁業を営む漁業

鹿児島県告示第555号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により，国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和元年12月6日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 作業の種類 基本測量（成果不整合地域における基準点改測）
- 2 作業の期間 令和元年12月13日から令和2年3月10日まで
- 3 作業の地域 奄美市及び宇検村

鹿児島県告示第556号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により，都市計画事業の事業計画の変更を認可したので，次のとおり告示する。

令和元年12月6日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 施行者の名称
指宿市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 指宿都市計画下水道事業
 - (2) 名称 指宿市公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和54年3月9日から令和6年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分

昭和54年3月9日鹿児島県告示第317号，昭和56年6月24日鹿児島県告示第1024号，昭和58年7月27日鹿児島県告示第1348号，昭和59年8月31日鹿児島県告示第1457号，昭和60年8月9日鹿児島県告示第1196号，平成3年7月22日鹿児島県告示第1430号，平成8年7月15日鹿児島県告示第1105号，平成9年10月1日鹿児島県告示第1370号及び平成17年3月29日鹿児島県告示第472号の事業地に大字十町字土手付蟹田を加える。

- (2) 使用の部分

昭和54年3月9日鹿児島県告示第317号及び平成17年3月29日鹿児島県告示第472号の事業地のうち大字東方字供養元，字樋，字鳥山土手北，字田良一町田，字谷山田尻及び字鳥山土手西，大字十町字敷領下原，字柳原，字高熊頭，字高熊，字流尻及び字下流，大字十二町字坂原，字柳村，字溝尻，字中園下，字永吉，字宮原下，字水溜ノ上，字下原，字赤塚及び字湯田尻並びに大牟礼三丁目地内において事業地を変更し，同事業地に大字東方字下モ田向，字下モ田向前，字園田田ノ下，字湯ノ口，字下西，字上玉利，字下園，字小村及び字山ノ川並びに大字十町字迫田前田，字庵ノ前，字迫田，字外園，字椿，字橋口，字五反歩，字玉利ノ前，字秋元，字牛鶴，字後ノ園，字田淵，字三角畑，字田畑前田，字楠田，字帯田，字六反田，字湯ノ道，字湯ノ後，字湯ノ元，字湯ノ前，字蟹田，字長井，字

塩入，字塩入ノ前，字塩入尻，字塩入ノ下，字土手付蟹田，字湯ノ前下，字中字外村，字道ノ下，字敷領，字敷領前及び字中原を加える。

北薩地域振興局告示第16号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により，次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和元年12月6日

北薩地域振興局長 橋口秀仁

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
グループホーム ウイズB	薩摩川内市入来 町浦之名字牟多 田7052番3	社会福祉法人ウ イズ福祉会	薩摩川内市入来 町副田6542番1	大園 章子	令和元年 7月11日	共同生活 援助

大隅地域振興局告示第15号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により，次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和元年12月6日

大隅地域振興局長 松蘭英昭

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
生活介護垂水レ インボー	垂水市市木字沖 田441番1	k a n o n 株式 会社	鹿児島市玉里団 地二丁目57番10 号メゾン陽だま り202号	畦浦 朗子	令和元年 11月1日	生活介護
ライフデザイン グループホーム	鹿屋市大手町11 番1号	株式会社ライフ デザイン	鹿屋市大手町10 番14号	小杉 雅彦	令和元年 11月15日	共同生活 援助

公 告

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は，完了した。

令和元年12月6日

鹿児島県知事 三反園訓

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

曾於郡大崎町菱田字向田3677番，3678番，3679番，3680番，3681番，3682番，3686番，3687番，3688番，3698番，3699番，3700番，3701番，3702番，3703番，3704番，3705番，3706番，3707番，3708番，3709番，3710番，3711番，3712番，3724番1，5149番及び5683番並びに志布志市有明町野井倉字本川7190番1，7191番1，7195番，7195番2及び7195番3

2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名

福岡市博多区空港前二丁目2番26号
株式会社福岡運輸ホールディングス
代表取締役 富永泰輔

公安委員会規則

確認事務の委託法人の登録手続等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月6日

鹿児島県公安委員会委員長 鏑野孝清

鹿児島県公安委員会規則第12号

確認事務の委託法人の登録手続等に関する規則の一部を改正する規則

確認事務の委託法人の登録手続等に関する規則（平成17年鹿児島県公安委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中

<input type="checkbox"/> 戸籍謄本又は抄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 診断書	を	<input type="checkbox"/> 住民票の写し（住民基本台帳法第7条第5号に掲げる事項（外国人にあっては、同法第30条の45に規定する国籍等）が記載されているものに限る。） <input type="checkbox"/> 診断書	に
---	---	--	---

改める。

別記第4号様式（裏）中「成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に、「覚せい剤」を「覚醒剤」に改める。

別記第7号様式中

<input type="checkbox"/> 戸籍謄本又は抄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 診断書	を	<input type="checkbox"/> 住民票の写し（住民基本台帳法第7条第5号に掲げる事項（外国人にあっては、同法第30条の45に規定する国籍等）が記載されているものに限る。） <input type="checkbox"/> 診断書	に改める。
---	---	--	-------

附 則

この規則は、令和元年12月14日から施行する。